

広島県水道広域連合企業団管理規程第38号

広島県水道広域連合企業団庁舎管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団庁舎管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が管理する庁舎における秩序の維持及び施設等の保全管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎における公務の正常な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理機関 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第4条及び第6条に規定する機関をいう。

(2) 庁舎 建物その他の工作物及びその敷地（企業団の事務又は事業の用に供する部分に限る。）をいい、企業団が使用の許可を受けているものを含むものとする。

(庁舎管理者及び室管理者の設置)

第3条 管理機関に、庁舎管理者及び室管理者を置く。

2 庁舎管理者は、当該庁舎の管理に関する事務を分掌する管理機関の長をもってあてる。

3 室管理者は、当該庁舎管理者が指定する職にある者をもってあてる。

(庁舎管理者及び室管理者の職務)

第4条 庁舎管理者は、庁舎の管理に関する事務を行うものとする。

2 室管理者は、庁舎管理者の指揮を受け、当該管理機関の室（会議室、倉庫等を含む。以下同じ。）における庁舎管理者の権限を行うことができるものとする。

(庁舎管理者及び室管理者の職務の代理)

第5条 庁舎管理者又は室管理者（以下「管理者」と総称する。）に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定する職にある者がその職務を代理する。

(職員の義務)

第6条 職員は、管理者が庁舎管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(禁止行為)

第7条 何人も管理機関庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 管理機関庁舎の施設若しくは設備をき損し、又は管理機関庁舎の美観をそこなう行為

(2) 正当な理由がなく、きょう器、爆発性物質、毒劇物等の危険物を持ち込むこと。

- (3) 面会を強要し、又は粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑をおよぼす行為
- (4) 通行の妨害となる行為
- (5) 所定の場所以外の場所に車両その他の物件を放置すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理機関庁舎における秩序の維持又は施設等の保全管理に支障をきたす行為
(許可を必要とする行為)

第8条 管理機関庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する商行為
- (2) 職員等に対する寄附の募集及び保険の勧誘
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) 庁告物等の掲示又は看板、立札類の設置
- (5) 集会等のため多数集合して管理機関庁舎を使用すること。
- (6) 10人以上の団体見学
- (7) 仮設工作物の設置その他管理機関庁舎を一時的かつ特別に使用する行為
(制限又は禁止等)

第9条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該行為を制限し、若しくは禁止し、又は管理機関庁舎からの退去を命じ、若しくは管理機関庁舎に持ち込まれた物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 旗、のぼり、宣伝板等を管理機関庁舎に持ち込む者
- (2) 閉門時刻を過ぎて、なお管理機関庁舎に長居している者
- (3) 第7条に規定する禁止行為を行った者
- (4) 第8条に規定する許可を必要とする行為を許可なくして行った者
- (5) 関係職員の庁舎管理に関する指示に従わない者
(退庁時の戸締り)

第10条 職員は、退庁の際、その属する管理機関の室の出入口及び窓を完全に閉鎖しなければならない。

(盗難の届出)

第11条 管理機関の室において盗難があったときは、当該室管理者は、ただちに、その品名、数量、保管状況を記載した書面をもって庁舎管理者に届け出なければならない。

(火気取締責任者)

第12条 火災予防に万全を期するため、管理機関に火気取締責任者及び補助員を置く。

- 2 火気取締責任者は管理機関の長を、補助員は当該管理機関の長が命じた者をもってあてる。
- 3 管理機関の長は、前項の補助員を定めたときは、その職及び氏名を庁舎管理者に届け出なければならない。

(火器の使用)

第13条 火器の使用については、庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(火気の点検)

第14条 火気取締責任者及び補助員は、退庁の際、火気の有無について検査しなければならない。

(消火)

第15条 職員は、管理機関庁舎における火災を発見したときは、ただちに、消火について必要な措置を取るとともに消火作業を行わなければならない。

(非常警備)

第16条 管理機関庁舎又はその附近に火災が発生したときは、職員は、上司の指揮を受け、次に掲げる処置をするとともに、庁舎管理者が定めるところにより非常警備に服さなければならない。

- (1) 出入口のとびらを開くこと。
- (2) 夜間にあつては屋外、屋内に点灯すること。
- (3) すべての窓を閉鎖すること。
- (4) 金庫その他重要物件を警戒すること。
- (5) 非常持出書類の搬出又は保管すること。

第17条 職員は、退庁後又は広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日に管理機関庁舎又はその附近に火災が発生したことを知ったときは、すみやかに、登庁し、非常警備に服さなければならない。

(開門時刻及び閉門時刻)

第18条 管理機関庁舎の開門時刻及び閉門時刻は、庁舎管理者が定める。

(使用の許可を受けている庁舎に係る適用除外)

第19条 庁舎のうち、企業団が使用の許可を受けているものについて、この規程の規定を適用するとしたならば当該使用の許可の契約内容又は条件に反することとなる場合には、当該反することとなる部分については、この規程の規定は、適用しない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、庁舎管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 庁舎のうち、企業団が使用の許可を受けているものについて、この規程の施行の前日に第8条に相当する規定により当該庁舎の所有者（当該相当する規定による許可又は

条件の付与の権限の委任を受けた者を含む。) がした許可又は当該所有者が付した条件は、同条の規定により庁舎管理者がした許可又は庁舎管理者が付した条件とみなす。